

(公 印 省 略)
障第30479-10005号
令和6年2月19日

各障害者支援施設・
障害福祉サービス事業所等運営法人
代表者 様

群馬県健康福祉部
障害政策課長 齊藤 猛

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における情報公表未報告減算の新設について

平素、本県の障害福祉行政の推進に御理解、御協力賜り感謝申し上げます。

利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成30年4月より施行されており、各事業者におかれましては、障害福祉サービス等情報の報告に取り組みられていることと存じます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、4月1日から下記のとおり情報公表未報告減算が新設される見通しとなりましたので、各事業者におかれましては、改めて御確認いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

- (1) 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- (2) 都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

◀情報公表未報告減算【新設】▶

障害者総合支援法第76条の3及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 所定単位数の10%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む。）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 所定単位数の5%を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く。))

2. 参考資料（厚生労働省ホームページ）

- (1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

(2) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

3. 障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）

障害福祉サービス等情報公表制度における、事業者が行う都道府県等への報告については、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（WAM NET）の「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて、障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等（承認者）へ報告することになっています。

報告（承認者への申請）が済んでいない場合には、速やかに御対応いただきますようお願いいたします。

なおシステムの操作方法については、「障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書（事業所用）」を御確認ください。

▼障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo>

4. 本通知に係る問合せについて

「お問い合わせ方法に関する御案内」（令和6年2月8日付け障第 30479-10001 号群馬県健康福祉部障害政策課長通知）のとおり、令和6年2月から5月にかけては、緊急時を除いて以下の質問・相談フォームからお問い合わせいただくようお願いいたします。

より多くのお問合せに円滑に対応するため、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

質問・相談フォームの御案内



【URL】

<https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>

※24 時間受付中

質問時期や内容によっては、少々お時間をいただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。

【担当】

支援調整係、地域生活支援係、施設利用支援係